競争力強化・雇用促進税額控除（CICE）

競争力強化・雇用促進税額控除（Le crédit d'impôt pour la compétitivité et l'emploi 以下 CICE とする）は、労働コストを削減することでフランス進出企業の競争力を強化する目的を持つ。
最低賃金の 2.5 倍あるいはそれ未満の給与支払総額の 6%が控除される。
本制度により、年間約 100 億€にのぼる額が、企業の諸負担軽減に充てられる。

I-CICE の対象となる企業

I.1- 法人税の課税対象企業

所得税(IR)または法人税(IS)の課税対象であるあらゆる企業が CICE を受けることができる。

I.2- 法人税の一時的な免税措置を受けている企業

新興革新企業（JEI）、新企業といった資格あるいは都市企業地域、地方再活性化地域などの立地により法人税の一時的な免税措置を受けている企業も、CICE を受けることができる。

II- CICE の控除額の計算方法

II.1- 適用対象

CICE の適用対象は、法定最低賃金（SMIC）の 2.5 倍あるいはそれ未満の報酬の全体（給与、賞与、有給手当、現物給与）[1]である。
2014 年については：

- 時間当たり法定最低賃金（SMIC）総額：9.53€
- 法定労働時間：週当たり 35 時間、すなわち年当たり 1820 時間
- 法定最低賃金（SMIC）の 2.5 倍が限度：年当たり賃金総額 43,361€（2.5×9.53€×1,820）、すなわち月当たり賃金総額 3,613€

時間外労働も上記対象限度計算に含まれ、1,820 が加算される（P2 社員 No. 2 の例を参照）。

II.2- CICE の控除額

控除額は、支払報酬総額の 6%に等しい。

[1] 対象となる報酬は、社会保障の雇用者負担分の計算に含まれる報酬。

III- CICE の利用と申告の義務

III.1- CICE の利用

CICE は企業に課せられる所得税（IR）または法人税（IS）から控除される。

- CICE の剰余分は、以降 3 年間の所得税（IR）または法人税（IS）の支払いに利用可能
- CICE の未使用部分は、上記 3 年間の後、還付を受けることが可能

III.2- 申告の義務

控除を受けるにあたり、企業は専用の申告書 No. 2079-CICE-SD[2]に記入する必要がある。
企業は上記申告書に記入した申告事項を立証できるよう準備しておく必要がある。

IV- 競争力強化・雇用促進税額控除の計算例

2014 年 1 月 1 日、ある中小企業が営業活動をスタートさせたとする。4 人の社員が勤務している。

2014 年に:

- 社員 No. 1 は年当たり報酬総額 60,000€を支払われた。
- 社員 No. 2 は週 35 時間働き、年当たり報酬総額 42,000€を支払われた。また、2014 年中に 33 時間の時間外労働を行った。
- 社員 No. 3 は週 35 時間働き、年当たり報酬総額 40,000€を支払われた。
- 社員 No. 4 は週 35 時間働き、年当たり報酬総額は法定最低賃金に等しい 17,345€を支払われた。

2014	年間報酬額	上限額	CICE 控除対象	CICE の年額
社員 No. 1	60,000€	43,361€[3]	対象外 （60,000 > 43.361）	0
社員 No. 2	42,000€	2.5 x 9.53 x (1820 + 33) = 44,148€	対象 （42,000 < 44,148）	2,520€[4]
社員 No. 3	40,000€	43,361€	対象 （40,000€ < 43,361）	2,400€[5]
社員 No. 4	17,345€	43,361€	対象（17,345 < 43,361）	1,041€[6]

[2] 用紙は impôt.gouv.fr のサイトで「Recherches de formulaires（書式の検索）」から入手可能。
[3] 一般税の適用限度額
[4] 42,000 x 6 %
[5] 40,000 x 6 %
[6] 17,345 x 6 %

2014 年に支払われた報酬について、この企業は年間 5,961€の CICE を受けることができる。
この企業は、社員 No. 4 について「フィヨン（Fillon）」と呼ばれる社会保障雇用者負担減額を受けることもできる（上記社員は法定最低賃金の 1.6 倍に満たない報酬を支払われているため）。この減額措置は、社会保障雇用者負担の 25%に相当する。

V- FAQ

- ある社員の報酬が法定最低賃金の 2.5 倍の限度を超える場合、同限度額を下回る部分の報酬は CICE の税額控除を受けられますか？
  - *いいえ。報酬全体がCICE の適用対象外となります。*
- 企業は CICE の還付を直ちに受けることができますか？
  - *はい。中小企業、新興革新企業、自然人の株主によって株式の過半数が保有される新企業、財政的困難にある企業は、CICE の即時還付を受けることができます。これらの企業は書式 No. 2573-SD を公的財政総局に提出する必要があります。*
- 企業が受けられる CICE の総額には上限がありますか？
  - *いいえ。*

詳しい資料は以下よりご確認ください（仏語）:

CICE に関する Q&A :

http://www.economie.gouv.fr/ma-competitivite/faq-cice

注意：本書は、情報提供のみを目的として配布されており、専門家の助言にとって代わるものではありません。上記の情報は網羅的ではなく、省略や誤りがもし含まれていてもフランス貿易投資庁-ビジネスフランスは責任を負いません。本書は、あらゆる適切な情報とこの注意書きが伴ったものとして頒布されます。